

## 新たな保険募集規制と情報提供義務

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-11-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小林, 道生 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00010481">https://doi.org/10.14945/00010481</a>

## 論 説

# 新たな保険募集規制と情報提供義務

小 林 道 生

## 1. はじめに

## 2. 改正の経緯

- (1) 総説
- (2) 団体保険への加入勧奨
- (3) 比較推奨販売を行う乗合代理店の情報提供義務

## 3. 情報提供義務の総説的内容

- (1) 情報提供義務が課される主体及びその相手方
- (2) 情報提供義務が課される場面
- (3) 情報提供の内容及び方法
- (4) 情報提供義務の適用除外

## 4. 保険会社が提携する事業者への直接支払いサービスに係る説明

## 5. 比較推奨販売を行う乗合代理店の情報提供義務

- (1) 商品の比較説明
- (2) 推奨販売の際の説明（顧客の意向に沿った選別による場合）
- (3) 推奨販売の際の説明（顧客の意向に沿った選別によらない場合）

## 6. 重要事項の不告知禁止規定の見直し

## 7. 情報提供義務と顧客の意向把握義務との関係

## 8. 結びに代えて

## 1. はじめに

わが国の保険監督法下の保険募集における情報提供規制は、平成7年保険業法制定以降、従前の保険募集の取締に関する法律16条1項1号を継承した保険業法300条1項1号（顧客に対する行為規制としての情報提供規制）により対応が図られ、さらに、平成10年の保険業法改正では、いわゆる金融システム改革法（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律）により、新たに保険業法100条の2に、保険会社の業務運営に関する措置が規定された（保険会社に対する体制整備義務としての情報提供規制）。これ以降、保険募集における情報提供規制は、この行為規制と体制整備義務という二元的な規制の仕組みを基礎にして、その詳細を保険業法施行規則、金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」（以下、「監督指針」という）が規定することにより、整備されてきた。

もっとも、行為規制としての情報提供規制については、法令上、保険募集における不適正な行為として、虚偽説明や重要事項の不告知が禁止されるにとどまる（消極的規制）一方で、監督指針では、平成18年以降、保険業法300条1項1号に規定される「重要な事項」を「契約概要」（顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報）、「注意喚起情報」（顧客に対して注意喚起すべき情報）に分類のうえで、説明することが求められていた（積極的規制）。また、体制整備義務についても、監督指針上、顧客の意向確認に係る体制整備関係として、平成19年以降、「意向確認書面」（契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客のニーズに合致しているものかどうかを、顧客が契約締結前に最終的に確認する機会を確保するために、顧客のニーズに関して情報を収集し、保険商品が顧客のニーズに合致することを確認する書面）の作成・交付が求められたが、法令上は、これに対応する行為規制を欠く状況にあった。さらに、金融

機関による保険の窓口販売、多数の店舗を展開する乗合代理店の出現によって、保険会社の体制整備を通じた保険募集人の管理・指導には、一定の限界が明らかになりつつあった。

そこで、平成26年の保険業法改正では、従来の監督指針を含む保険募集規制全体のありようを整理し直したうえで、顧客に対する行為規制の側面では、法令上、保険会社、保険募集人に募集プロセスにおける積極的な対応を求める規制を新たに導入し（「情報提供義務」、「意向把握義務」の導入。保険業法294条1項、同法294条の2）、さらに、体制整備の側面についても、保険会社が監督責任を負う従来の募集人規制に加え、保険募集人にもその業務の特性や規模に応じて、体制整備を義務づけることとした（保険業法294条の3第1項）。

本稿では、平成26年保険業法改正（保険業法等の一部を改正する法律平成26年法律第45号）によって導入された保険業法294条1項の情報提供義務について、平成26年改正保険業法に係る政府令・監督指針案に対するパブリックコメント手続で寄せられた意見や質問への金融庁の回答<sup>1</sup>を踏まえ、新たな保険業法施行規則（保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令 平成27年内閣府令第40号）の関連諸規定の詳細を明らかにしたうえで、情報提供義務に係るいくつかの論点を考察する。すなわち、保険業法294条1項の情報提供義務と同法294条の2の意向把握義務や同法300条1項1号の重要事項の不告知禁止規定との関係、また、300条1項1号の重要事項の不告知禁止規定の今後の顧客保護に果たす役割、さらに、複数保険会社の商品を扱う乗合代理店が行う商品の比較推奨時に

---

<sup>1</sup> 「平成26年改正保険業法（2年以内施行）に係る政府令・監督指針案」に対するパブリックコメントの結果については、「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」として、平成27年5月27日付けで金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/26/hoken/20150527-1/01.pdf>）に公表されている（以下、コメントの概要部分を「コメントの概要」、コメントに対する金融庁の回答部分を「金融庁の考え方」として引用する）。

における情報提供義務について検討を試みることとする<sup>2</sup>。

## 2. 改正の経緯

### (1) 総説

保険業法294条1項の情報提供義務が新設された経緯は、平成26年保険業法改正のたたき台となった、金融庁設置の「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」による報告書「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」(平成25年6月7日。以下、WG報告書という)<sup>3</sup>によると、顧客による商品内容等の正しい理解を確保するために、従来の300条1項1号の重要事項の不告知禁止規定を根拠に、保険会社、保険募集人による適切な情報提供や分かりやすい

---

<sup>2</sup> 平成26年保険業法改正による新たな保険募集規制については、以下の文献（著書、論文）などがある。細田浩史「保険業法等の一部を改正する法律の概要—保険募集・販売に関するルールの見直しに関する部分を中心に—」金融法務事情1999号124頁（2014）、山下徹哉「保険募集に係る業法規制について—平成26年保険業法改正を中心にして—」生命保険論集193号71頁（2015）、石田勝士『なるほど保険業法－平成26年保険業法改正の解説－保険販売の新ルールとその対応－』（保険毎日新聞社、2016）、山本哲生「顧客への情報提供義務（特集 保険募集と保険業法改正）」ジュリスト1490号14頁（2016）、洲崎博史「保険募集人に対する規制の整備—乗合代理店を中心とした（特集 保険募集と保険業法改正）」ジュリスト1490号27頁（2016）、山下友信「保険募集の意義・団体保険の加入勧奨行為の規制（特集 保険募集と保険業法改正）」ジュリスト1490号33頁（2016）、梅崎知恵「平成26年改正保険業法（2年内施行）について」生命保険経営84巻2号27頁（2016）、中原健夫ほか『保険業務のコンプライアンス 第3版』（金融財政事情研究会、2016）、吉田和央『詳解 保険業法』（金融財政事情研究会、2016）、飯田浩司「平成26年改正保険業法関係改正府令（2年内施行部分）の解説（上）（中）（下）」NBL1079号73頁（2016）、1080号66頁（2016）、1081号56頁（2016）、山本啓太「意向把握義務と推奨販売における顧客の意向—顧客のニーズに合った商品が販売されるために—」損害保険研究78巻3号81頁（2016）、安居孝啓編『改訂3版 最新 保険業法の解説』（大成出版社、2016）。

<sup>3</sup> 保険販売形態の多様化等に対応した、保険募集・販売等に関する規制を整備する必要性を受けて、金融担当大臣による諮問事項（必要な情報が簡潔に分かりやすく提供されるための保険募集・販売のあり方など）を検討するため、ワーキング・グループが設置された。本報告は、その検討結果をとりまとめたものである。

説明を求めようにも、上記の規定は、「告げない」ことが許されない重要な事項の範囲が契約内容に限られていることや、不告知 자체が刑事罰の対象となる（保険業法317条の2第7号）ために運用が謙抑的なものとならざるを得ず、柔軟な運用が難しいこと、また、保険業法において積極的な情報提供義務が規定されていないことは、一般的に保険商品よりも顧客が理解しやすいとされる銀行預金等について、銀行法上、積極的な情報提供義務が課されていること（銀行法12条の2第1項）との対比でバランスを欠くことが指摘され、保険募集時の積極的な情報提供義務について明示的に法令上位置づけるべきであるとした<sup>4</sup>。具体的には、監督指針上、「契約概要」及び「注意喚起情報」として提供することが求められていた項目を中心にして、顧客が保険加入の判断を行う際に参考となるべき商品情報その他の情報の提供を行うことを義務づけ、「契約概要」等については情報提供を行う際の標準的手法として位置づけ直すことが提言された<sup>5</sup>。

さらに、上記WG報告書では、保険募集の際の積極的な情報提供義務（規制）が設けられることに伴い、保険業法300条1項1号が定める、重要な事項の不告知禁止についても、その見直しが提案されている。それによれば、従来、保険業法300条1項1号の「重要な事項」には、監督指針における「契約概要」及び「注意喚起情報」の内容がすべて包含されると考えられてきた。しかし、「契約概要」及び「注意喚起情報」を新たに導入される情報提供義務を根拠として位置づけ直すことにすれば、これまでのように、同号の「重要な事項」を広範に解釈する必要はなくなる。そこで、今後の保険業法300条1項1号のあり方については、「重要な事項」を「保険契約者による保険契約を締結するか否かの判断に重大な影響を及ぼす事項」に限定することなどを通じて、その適用範囲を狭める

---

<sup>4</sup> WG報告書12頁。

<sup>5</sup> WG報告書12-13頁。

ことが適当であるとされた<sup>6</sup>。

以上を踏まえて、今回の改正では、積極的な情報提供義務に係る規定を新たに設け、従来、監督指針上、「契約概要」及び「注意喚起情報」とされていた項目が提供されるべき情報の内容とされ、これらの書面を使用した説明、当該書面の交付が情報提供の標準的手法とされた。また、保険業法300条1項1号に規定される、不告知の対象事項が「保険契約の契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項」と改められ、その範囲が限定されることとなった。

## (2) 団体保険への加入勧奨

団体（団体保険の保険契約者）による団体構成員（団体保険の被保険者となる者）に対する団体保険への加入の勧奨は、保険募集（「保険契約の締結の代理又は媒介」保険業法2条26項）に該当しない<sup>7</sup>。団体保険の中でも、団体と団体構成員との間に密接な関係があり、団体内部の自治が機能する団体であれば、加入の勧誘に際しても保険契約者である団体から被保険者となる構成員に必要な情報が適切に提供されることが期待でき、この場合には、保険会社や保険募集人に対して、改めて被保険者に対する情報提供を義務づける必要はないと考えられる<sup>8</sup>。しかし、他方で、団体からその構成員に対する情報提供を期待しうる、一定の密接な関係を認めるることのできない団体保険も存在する<sup>9</sup>。

そこで、今回の改正では、加入勧奨に際して、当該団体保険契約を締

---

<sup>6</sup> WG報告書16－17頁。

<sup>7</sup> 「金融庁の考え方」番号430、432。

<sup>8</sup> WG報告書15頁。

<sup>9</sup> その例として、監督指針では、クレジットカード会社や金融機関が保険契約者となり、カード会員や預金者が被保険者となる団体が想定されている。監督指針II－4－2－2(4)。改正前は、このような団体保険を含めて、団体構成員に対する情報提供は、保険契約者である団体を通じて行われてきた（当時の監督指針は、保険契約者である団体が被保険者となる者に対して加入勧奨を行う場合、保険会社の体制

結あるいは募集をした保険会社等、保険募集人等に情報提供義務を課すことにしたうえで、団体の自治が機能し、加入の勧誘に際して保険契約者である団体から被保険者となる構成員に必要な情報が適切に提供されることが期待できる場合には、例外的に、情報提供義務が課される加入勧奨には該当しないこととした。

### (3) 比較推奨販売を行う乗合代理店の情報提供義務

今日、複数保険会社間の商品の比較推奨販売を行う乗合代理店は増加傾向にあり、その比較推奨販売の適正化を図る観点から、今回の保険業法改正では、一般的な情報提供義務に加えてさらに、そのような乗合代理店に向けられた情報提供義務が保険募集の実態を踏まえ新たに導入され、乗合代理店が特定の保険商品を提示・推奨する際には、その理由を分かりやすく説明することとなった<sup>10</sup>。

## 3. 情報提供義務の総説的内容

### (1) 情報提供義務が課される主体及びその相手方

#### ① 情報提供義務が課される主体

情報提供義務を負う者として、保険業法294条1項本文は、保険会社等（保険会社、少額短期保険業者）若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く）、保険募集人又は保険仲立人若しくは保険仲立人の役員、使用人をあげている<sup>11</sup>。

---

整備義務として、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面の交付に関して、保険会社等が顧客に対して行うとの同程度の情報の提供及び説明が適切に行われることを確保するための措置を講じることを求めていた。平成27年5月27日改正前監督指針II-4-2-2(5)①カ.)。

<sup>10</sup> WG報告書19頁。

<sup>11</sup> ここでは、保険契約の締結又は保険募集を行う者のすべてが含まれている。安居・前掲注2) 1012頁。

## ② 情報提供義務の相手方

情報提供を行うべき相手方は、保険契約者及び被保険者である（保険業法294条1項本文により委任を受けた保険業法施行規則227条の2第3項柱書）<sup>12</sup>。

### (2) 情報提供義務が課される場面

情報提供義務がいかなる場合に課されるかにつき、保険業法294条1項本文は、保険契約の締結、保険募集のほか、団体保険におけるその被保険者となる者への「加入勧奨」（「団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為」）をあげている<sup>13</sup>。

この「加入勧奨」については、当該団体保険に係る保険契約を締結した保険会社等、保険募集を行った保険募集人等に情報提供義務が課される<sup>14</sup>ほか、監督指針上、体制整備義務の側面において、当該団体保険を締結した又は取扱った保険会社又は保険募集人には、募集規制に準じた取扱いが求められ、保険業法300条1項に規定する禁止行為の防止等、募

---

<sup>12</sup> 同項が「保険契約者及び被保険者」と規定する理由として、飯田・前掲注2) NBL1079号75頁注16は、①保険業法294条1項に規定する「保険契約者等」(保険業法5条1項3号イ)だけでは、対象範囲が不明確になるおそれがあること、②保険契約者のみとする場合、実質的顧客を被保険者とする潜脱のおそれがあること、③WG報告書では、被保険者も原則、情報提供の対象者とされていること、④保険業法300条1項1号では、被保険者も原則、規制の対象者とされていること等をあげている。

<sup>13</sup> 従来、保険業法300条1項は、保険契約の締結及び保険募集の場面での規制であったが、平成26年改正により、さらに、団体保険における加入勧奨が追加されており、保険業法294条1項と300条1項とでそれぞれが規制される場面が揃えられている。

<sup>14</sup> したがって、団体保険の締結保険会社又は取扱保険募集人が加入勧奨の際の情報提供義務の履行主体となるため、これまでのよう団体である保険契約者に情報提供を委ねておくわけにはいかない（なお、当該団体が募集人登録を行ったうえで、自ら当該団体保険の取扱募集人となった場合には、当該団体が情報提供義務の履行主体となることは可能である。「金融庁の考え方」番号419）。ただし、「金融庁の考え方」によれば、保険会社又は保険募集人作成・名義の説明書面を団体が被保険者に

集規制の潜脱が行われないような適切な措置を講じることなどが必要になる<sup>15</sup>。

もっとも、「当該団体保険に係る保険契約者又は当該保険契約者と内閣府令で定める特殊の関係のある者が当該加入させるための行為を行う場合であって、当該保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して必要な情報が適切に提供されることが期待できると認められるときとして内閣府令で定めるときにおける当該加入させるための行為」は、「加入勧奨」から除外されており（保険業法294条1項本文第3括弧書）、その結果、この場合、当該保険会社等や保険募集人等に被保険者に対する関係で情報提供義務は課されない。ただし、保険会社又は保険募集人等は、保険契約者から被保険者に対して必要な情報が適切に提供されること等を確保するための措置を講じる必要がある<sup>16</sup>。

この「加入勧奨」から除外される要件につき、まず、「当該保険契約者と内閣府令で定める特殊の関係のある者」とは、「団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入させるための行為の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者その他これに準ずる者<sup>17</sup>（当

---

渡す行為等、保険募集人が情報提供義務に係る事実行為の一部を団体に委託することは認められる余地がある（「金融庁の考え方」番号418）。山下友信・前掲注2）38頁も、文書の配布、保険会社の用意したQ&Aによる照会対応などの実務運用を念頭に、これらがグレーゾーンにあるとしつつも、顧客に利便を与える側面もあることを考慮すれば、保険契約者による加入勧奨への最小限の関与を認めることも合理的であるとする。同様に、情報提供義務や意向把握義務に係る事実行為の一部を団体が行うことができるるとし、団体が加入勧奨にあたり、実務上、どのような行為を行なうことができるかについて具体的に挙げるとして、石田・前掲注2）101-102頁。

<sup>15</sup> 監督指針II-4-2-2(4)。

<sup>16</sup> WG報告書15頁注41。保険業法施行規則53条1項5号、227条の8、監督指針II-4-2-2(2)⑩キ。

<sup>17</sup> 「金融庁の考え方」によれば、「その他これに準ずる者」として、労働者派遣契約に基づき外部から当該保険契約者に派遣された者などが考えられるとしている。「金融庁の考え方」番号23~25。

該団体保険に係る保険契約の締結又は保険募集を行った者を除く<sup>18</sup>。)とする。」とされている（保険業法施行規則227条の2第1項）。

つぎに、「当該保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して必要な情報が適切に提供されることが期待できると認められるとき」とは、保険業法施行規則上、ふたつの類型に大別できる<sup>19</sup>。ひとつは、当該団体がその構成員を相手方として保険の引受けを行ったとしたときに、「保険業」の適用除外（保険業法2条1項2号、保険業法施行令1条の3）とされる団体である（保険業法施行規則227条の2第2項1号～14号）<sup>20</sup>。その趣旨は、「保険業」の適用除外とされる趣旨と同様に、団体がその構成員と保険関係以外に密接な関係を有しており、団体内部の自治が適切に機能すると考えられるためである<sup>21</sup>。

もうひとつが包括規定であり、「一の団体又はその代表者を保険契約者とし、当該団体に所属する者を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合であって、当該団体と当該加入させるための行為の相手方との間に、当該団体保険に係る保険契約に関する利害の関係、当該相手方が当該団体の構成員となるための要件及び当該団体の活動と当該保険契約に係る補償の内容との関係等に照らし<sup>22</sup>、一定の密接な関

---

<sup>18</sup> この除外の趣旨について、「金融庁の考え方」は、当初の団体保険契約の締結又は保険募集を行った保険会社又は保険募集人に加入させるための行為が委託される場合には、委託元である団体による管理が働きにくいことが想定されるため、法令上の情報提供義務を課し、適切な情報提供を確保することとしたとしている。「金融庁の考え方」番号21。

<sup>19</sup> WG報告書15頁注40。

<sup>20</sup> 保険業法施行令1条の3第2号については、保険業法施行規則227条の2第2項に個別に対応する場合があげられていないが、これは同項15号に該当するものと考えられているためである。「金融庁の考え方」番号31、32。

<sup>21</sup> 安居・前掲注2) 23、1015頁。

<sup>22</sup> ここであげられている諸要件の具体的な考え方は、「金融庁の考え方」によれば、以下のとおりである。まず、「団体保険に係る保険契約に関する利害の関係」については、利害関係が一致しているかどうかが問われ、利害関係が一致している場合と

係があることにより、当該団体から当該加入させるための行為の相手方に対して必要な情報が適切に提供されることが期待できると認められるとき」とされている（保険業法施行規則227条の2第2項15号）<sup>23</sup>。

### (3) 情報提供の内容及び方法

保険業法294条1項本文では、「保険契約者等の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。」としている。保険業法施行規則では、情報提供が必要とされる内容（事項）に応じて、情報提供の方法が定められている。

#### ① 保険契約の内容等、保険契約に関する重要な事項

保険契約の内容その他保険契約に関する情報のうち、以下の事項については、それらの事項を記載した書面を用いた説明及びその交付が必要である（保険業法施行規則227条の2第3項1号）<sup>24</sup>。

① 商品の仕組み（本号イ）

② 保険給付に関する事項（保険金等の主な支払事由及び保険金等

---

は、「保険事故発生によって団体と構成員の双方が損害を被り得るところを、当該保険事故により取得される保険金により、双方が利益を受ける（損失をてん補される）関係にある」ことが想定されている。つぎに、「団体の構成員となるための要件」については、単に会費等を支払えば構成員（被保険者）となり得るだけでなく、構成員（被保険者）となるための一定の要件が設けられていることが想定されている。そして、「団体の活動と当該保険契約に係る補償の内容との関係」については、団体の活動（役務サービスや物品の販売活動）に参加、あるいは、それらを利用したことと伴う事故等の損害を補償するなど、当該活動と保険による補償内容との間に関係性が認められることが想定されている。「金融庁の考え方」番号33～34。

<sup>23</sup> 「金融庁の考え方」では、本号に該当する例として、団体信用生命保険、団体信用就業不能保障保険をあげている。「金融庁の考え方」番号37～38、41。

<sup>24</sup> 書面の交付に代えて、あらかじめ交付の相手方となる当該保険契約者又は当該被保険者の書面又は電磁的方法による承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合には、当該書面の交付をしたものとみなされる（保険業法施行規則227条の2第4項、5項）。

- が支払われない主な場合に関する事項を含む) (本号ロ)
- ⑩ 付加することのできる主な特約に関する事項 (本号ハ)
- ⑪ 保険期間に関する事項 (本号ニ)
- ⑫ 保険金額その他の保険契約の引受けに係る条件 (本号ホ)
- ⑬ 保険料に関する事項 (本号ヘ)
- ⑭ 保険料の払込みに関する事項 (本号ト)
- ⑮ 配当金に関する事項 (本号チ)
- ⑯ 保険契約の解約及び解約による返戻金に関する事項 (本号リ)
- ⑰ 保険契約の申込みの撤回等に関する事項 (本号ヌ)
- ⑱ 保険契約者又は被保険者が行うべき告知に関する事項 (本号ル)
- ⑲ 保険責任の開始時期に関する事項 (本号ヲ)
- ⑳ 保険料の払込猶予期間に関する事項 (本号ワ)
- ㉑ 保険契約の失効及び失効後の復活に関する事項 (本号カ)
- ㉒ 保険契約者保護機構の行う資金援助等の保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する事項 (本号ヨ)
- ㉓ 指定紛争解決機関の商号や名称。指定紛争解決機関がない場合、保険業務等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置に関する事項 (本号タ)
- ㉔ 上記の事項のほか、保険契約者又は被保険者が商品の内容を理解するために必要な事項及び保険契約者又は被保険者の注意を喚起すべき事項として保険契約者又は被保険者の参考となるべき事項のうち、特に説明がされるべき事項 (本号レ)

これらの事項は、従来から、監督指針上、「契約概要」、「注意喚起情報」として記載が求められていた事項<sup>25</sup>にあたる<sup>26</sup>が、平成26年保険業

<sup>25</sup> 平成27年5月27日改正前監督指針II-4-2-2(3)②ア.イ.。

<sup>26</sup> したがって、これまで監督指針が「契約概要」、「注意喚起情報」として求めてい

法改正により、「契約概要」、「注意喚起情報」は、保険募集規制上、保険業法施行規則227条の2第3項1号を法令上の根拠として<sup>27</sup>、保険契約の内容その他保険契約に関する情報を提供する際の標準的な方法と位置づけられることとなった。同号レは、包括的規定であるが、ここでは、監督指針上、「契約概要」、「注意喚起情報」として掲げられている事項のうち、同号イからタまでは列挙されていない事項について、法令上の根拠を与えることが想定されている<sup>28</sup>。

## ② 保険契約締結等の判断に参考となるべき事項

そのほか、①に列挙した事項以外にも、保険契約の締結又は保険契約に加入することの判断に参考となるべき事項（以下、「参考となるべき事項」という）の説明が求められる（保険業法施行規則227条の2第3項2号）。

まず、この参考となるべき事項の意義につき、「金融庁の考え方」によれば、「保険契約者又は被保険者が保険契約の締結又は保険契約への加入の際に合理的な判断をするために必要な事項」をいい、具体的には、当該保険契約の種類及び性質等に応じて判断されるとしている<sup>29</sup>。

また、保険契約の契約条項のうち、何が参考となるべき事項にあたるかにつき、「金融庁の考え方」によれば、参考となるべき事項には、

---

たよりも情報提供を行うべき事項の範囲を拡大するものではない。「金融庁の考え方」番号46。

<sup>27</sup> 吉田・前掲注2) 598頁、飯田・前掲注2) NBL1079号76頁。「金融庁の考え方」番号46、48も参照。

<sup>28</sup> 飯田・前掲注2) NBL1079号76頁。これは、より具体的には、梅崎・前掲注2) 30頁注9、飯田・前掲注2) NBL1079号77頁注20が指摘するように、従前、監督指針における「契約概要」、「注意喚起情報」とされていた事項を保険業法施行規則の規定として表現するのが困難な場合がある一方で、従前の監督指針よりも情報提供すべき事項が減少することは避けたいと考えられたためである。

<sup>29</sup> 「金融庁の考え方」番号49～50。これは、改正前保険業法300条1項1号の「重要な事項」の解釈を採用したものと考えられる。飯田・前掲注2) NBL1079号77頁注21。

平成26年改正前保険業法300条1項1号の「保険契約の契約条項のうち重要な事項」のうち、保険業法施行規則227条の2第3項1号に規定する事項以外の事項が含まれるとする。つまり、従来、平成26年改正前保険業法300条1項1号の「重要な事項」のうち、監督指針における「契約概要」や「注意喚起情報」に該当しない事項を指す<sup>30</sup>。さらに、参考となるべき事項には、保険契約の契約条項以外の事項も含まれる<sup>31</sup>。したがって、平成26年改正前保険業法300条1項1号の「保険契約の契約条項のうち重要な事項」と比較して、現状では、情報提供すべき事項の対象範囲は、拡張しているとみることができる。

なお、参考となるべき事項の説明にあたり、法文上、書面の使用・交付は義務づけられておらず、口頭によることも許容される<sup>32</sup>。

### ③ 情報提供の方法に係る例外的な（柔軟な）扱い

以下の保険契約を取り扱う場合であって、保険契約者又は被保険者との合意に基づく方法その他当該保険契約の特性等に照らして、上記

<sup>30</sup> 「金融庁の考え方」番号48、49～50。「契約概要」及び「注意喚起情報」の分類にあたっては、これらの記載事項は、平成26年改正前保険業法300条1項1号の「重要な事項」の核をなすものの、これらにより「重要な事項」が網羅されるものではなく、「契約概要」あるいは「注意喚起情報」以外にも、「重要な事項」とされる事項があることが前提とされていた。金融庁・保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム「中間論点整理—保険商品の販売・勧誘における情報提供のあり方—」（平成17年7月8日）7頁注11、安居孝啓編『改訂版 最新保険業法の解説』989頁注36（大成出版社、2010）。平成26年保険業法改正後は、この理解が保険業法施行規則227条の2第3項2号のもとで維持されることになる。

<sup>31</sup> 保険契約の契約条項以外では、保険契約（保険契約の趣旨・目的、保険事故、保険給付の内容・方法等）と関連性が大きい付帯サービスの内容に係る事項（例えば、自動車保険における付帯サービスとしてのロードサービス。ただし、レッカーケン引サービス等の重要なロードサービスに限る）などが想定されている。「金融庁の考え方」番号48、49～50。そのほかにも、例えば、民間の医療保険契約を検討する際の高額療養費制度（公的医療保険）等、主要な公的保障の存在や概要についても、保険契約者が保険契約を締結するにあたり、合理的な判断をするために必要な事項ということができ、参考となるべき事項に該当するように思われる。

<sup>32</sup> 「金融庁の考え方」番号47、48。同旨として、吉田・前掲注2）601頁。

の方法（保険業法施行規則227条の2第3項1号及び2号）によらなくとも、当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者の理解に資する他の方法があるときは、そのような方法によって情報を提供することも許容される（保険業法施行規則227条の2第3項3号）。

このような柔軟な対応が認められる趣旨は、保険契約の特性や形態、想定される顧客の属性等によっては、情報提供について上記の方法を一律に求めるよりも、当事者間の合意に委ねたり、他の方法によることを認めたほうが顧客にとって分かりやすい説明が期待できる場合があるためである<sup>33</sup>。

なお、本号の適用のもとで提供されるべき情報の内容は、保険業法施行規則227条の2第3項1号及び2号にあげられた事項と考えられる。

- ① 損害保険契約のうち、事業者の事業活動に伴って生ずる損害を填補する保険契約<sup>34</sup>その他内容の個別性又は特殊性が高い保険契約<sup>35/36</sup>（本号イ）
- ② 一年間に支払う保険料の額（保険期間が一年未満であって保険期間の更新をすることができる保険契約にあっては、一年間当たりの額に換算した額）が五千円以下である保険契約<sup>37</sup>（本号ロ）

---

<sup>33</sup> WG報告書14頁。

<sup>34</sup> 工場物件用火災保険等の事業者向け保険が例示されている。石田・前掲注2) 110-111頁。

<sup>35</sup> 「内容の個別性又は特殊性が高い保険契約」として、「金融庁の考え方」では、自動車損害賠償責任保険が例示されている。「金融庁の考え方」番号57。

<sup>36</sup> ①が適用除外となる趣旨として、WG報告書は、保険契約内容の個別性・特殊性が高い場合、一律の方法によるよりも保険会社各社が創意工夫して説明を行ったほうが顧客にとって分かりやすいことをあげている。WG報告書14頁。

<sup>37</sup> ②が適用除外となる趣旨として、WG報告書は、このような保険商品は一般に内容が比較的単純で顧客の理解が容易であり、一律の方法によることを強制すると過度な負担になると考えられるためとしている。WG報告書15頁。なお、ここでいう「過度な負担」とは、保険会社・保険募集人側と顧客側の双方にとって過度な負担となることを意味していると思われる。

- ② 団体保険に係る保険契約（当該保険契約に係る保険契約者に対する情報の提供に係る部分に限る）（本号ハ）
- ③ 既に締結している保険契約（既契約）の一部の変更をすることを内容とする保険契約（当該変更に係る部分に限る）<sup>38</sup>（本号ニ）

#### （4）情報提供義務の適用除外<sup>39</sup>

保険業法294条1項ただし書によれば、保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合、保険会社等や保険募集人等の情報提供義務の適用が除外されるとする。その詳細は、保険業法施行規則227条の2第7項が定めている。これには、第三者のためにする保険契約を前提に被保険者との関係で情報提供義務が適用除外とされる場合（1号）と第三者のためにする保険契約であるかどうかにかかわらず、保険契約者及び被保険者に対する情報提供義務が適用除外とされる場合（2号）とがある。

---

<sup>38</sup> 「既に締結している保険契約（既契約）の一部の変更をすることを内容とする保険契約」の例として、「金融庁の考え方」では、満期を迎えた既契約の更改のほか、特約の中途付加があげられている。番号64、66。前者については、短期の損害保険契約が想定されているが、更改後の契約の内容が従前の契約（既契約）と比べて大幅に変更されるなど、実質的に新契約と評価される場合には、「既に締結している保険契約（既契約）の一部の変更をすることを内容とする保険契約」に該当しないとしている。番号64。以上は、後述する保険業法施行規則227条の2第7項2号の「既契約の一部の変更をすることを内容とする保険契約」についても同様である。「金融庁の考え方」番号64。

<sup>39</sup> 特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に関しては、保険業法294条2項が同条1項の情報提供義務の適用除外を規定している（特定保険契約に係る情報提供義務は、金融商品取引法上の規制が準用される。保険業法300条の2）。保険業法300条の2では、金融商品取引法37条の3第1項の準用にあたって、「交付しなければならない」を「交付するほか、保険契約者等…中略…の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と読み替えており、これを受けて、保険業法施行規則234条の21の2が詳細な情報提供義務を定めている。他方、特定保険契約に關し、「団体保険に係る保険契約に加入させるための行為」については、保険業法294条2項はその対象としておらず、保険業法294条1項の適用を受ける。「金融庁の考え方」番号95。

① 被保険者との関係での適用除外（1号）

- ① 被保険者（保険契約者以外の者に限る）が負担する保険料の額が零である保険契約<sup>40</sup>（本号イ）
- ② 保険期間が一月以内であり、かつ、被保険者（保険契約者以外の者に限る）が負担する保険料の額が千円以下である保険契約（本号ロ）
- ③ 被保険者に対する商品の販売若しくは役務の提供又は行事の実施等（「主たる商品の販売等」）に付随して引き受けられる保険に係る保険契約（当該保険契約への加入に係る被保険者（保険契約者以外の者に限る）の意思決定を要しないものであって、当該主たる商品の販売等に起因する損害等を対象とするものその他の当該主たる商品の販売等と関連性を有するものに限る）（本号ハ）
- ④ 法律に基づき公的年金制度又は共済制度を運営する団体その他法律又は団体が定める規程に基づき年金制度を運営する団体を保険契約者とし、当該年金制度の加入者が被保険者となる保険契約（本号ニ）

② 保険契約者及び被保険者との関係での適用除外（2号）

既契約の一部の変更をすることを内容とする保険契約を取り扱う場合であって、次の①又は②に掲げるとき

- ① 当該変更に伴い、既契約に係る保険業法施行規則227条の2第3項による情報の提供の内容に変更すべきものがないとき（本号イ）
- ② 当該変更に伴い、保険業法施行規則227条の2第3項3号に掲げ

---

<sup>40</sup> このように保険業法上の規制の適用除外とされる場合であっても、他方で、保険法にもとづき被保険者の同意が求められる場合（同法38条、67条）には、被保険者に対して、当該同意の可否を判断するに足りる情報が提供される必要がある。WG報告書15頁注43、また、監督指針II-4-2-2(2)⑨ウ、注。

る方法により情報の提供を行っているとき（当該変更に係る部分を除く）（本号ロ）

①④については、被保険者が実質的にみて保険料を負担しないのであれば、被保険者は一方的な受益者であり、また、⑤についても、被保険者による負担額は少額であり、個々の被保険者に対する情報提供を求める必要性、実益に乏しいことがその趣旨である<sup>41</sup>。⑥については、特定のイベント・サービス等に付随する保険であり、また被保険者の加入に係る意思決定が行われないため、イベント・サービス等とは別に保険について説明を求める必要性が低いと考えられるためである<sup>42/43</sup>。⑦については、年金制度の加入者全員を被保険者とする運用がなされている団体保険であり<sup>44</sup>、被保険者への加入勧奨及び被保険者の保険加入の意思決定が不要であること、また、必要に応じて、年金制度を運営する団体等による説明が想定されることがその趣旨である<sup>45</sup>。

②③については、既契約の保険期間中に、監督指針における「契約概要」、「注意喚起情報」に該当する事項その他保険業法施行規則227条の2第3項で情報提供が求められる事項に該当しない事項のみの変更を行う場合が該当する<sup>46</sup>。また、⑨については、保険業法施行規則227条の2第

---

<sup>41</sup> WG報告書15－16頁。WG報告書では、このように④に関し、被保険者による保険料負担は実質的に判断されるという理解に立っている。「金融庁の考え方」番号104、106、108、さらに、監督指針II－4－2－2(2)⑨ウ、(注)も同様である。

<sup>42</sup> WG報告書16頁。

<sup>43</sup> カード発行会社が保険契約者であり、カード会員を被保険者とする、被保険者の意思決定を必要としない傷害保険については、カード会費等により被保険者が実質的に保険料を負担している場合には、保険業法施行規則227条の2第7項1号イにもとづく適用除外にはならないが、クレジットカードのサービスの提供と保険が関連性を有するかどうかにより、同号ハが適用される場合がある。「金融庁の考え方」番号104。同旨として、山本哲生・前掲注2) 17頁注22。

<sup>44</sup> 石田・前掲注2) 123頁。

<sup>45</sup> 後者の趣旨につき、安居・前掲注2) 1027頁。

<sup>46</sup> 「金融庁の考え方」番号65。

3項3号に掲げる方法により変更部分について情報提供を行うことが必要である。

これらの趣旨は、既契約の契約時に既に説明されている内容については、改めて同じ説明を繰り返す必要性は低いためである<sup>47</sup>。さらに、顧客の便宜も考慮されているといえるだろう。もっとも、既契約の締結から一定の時間が経過すれば、保険契約者が当時受けた説明の内容をすべて記憶しているとは限らないし、更改時には保険契約者側を取り巻く状況が既契約の契約時とは変化していることもありうる<sup>48</sup>。また、契約の内容に実質的な変更がないまま、更改が繰り返されることもある。これらの懸念をどのように評価するかが問題となろう<sup>49</sup>。

#### 4. 保険会社が提携する事業者への直接支払いサービスに係る説明

保険募集等に際して、保険会社等、保険募集人等が保険事故発生時に、保険金を受け取るべき者の選択により、保険金の支払又は直接支払いサービスを受けることができる旨、及び、提携事業者が取り扱う商品等（商品、権利又は役務）の内容又は水準について説明を行う場合（当該説明に係る当該商品等の内容又は水準が保険契約の締結又は保険契約に加入

---

<sup>47</sup> WG報告書16頁。

<sup>48</sup> 「コメントの概要」番号55。更改時には保険契約者等を取り巻く状況が既契約の契約時とは変化している事例として、東京地八王子支判平成2年5月25日判時1358号138頁、その控訴審判決である東京高判平成3年6月6日判時1443号146頁参照。

<sup>49</sup> この問題は、保険業法300条1項1号の重要事項不告知禁止規定の場合にも、同様の適用除外が規定されていることから（同条1項柱書ただし書）、該当する。なお、その前身の規制である、保険募集の取締に関する法律16条1項1号の重要事項不告知禁止規定の解釈として、同内容の契約を更改（更新）する場合であっても、保険募集に従事する者は、その都度、重要事項の告知義務があると理解されていた（裁判例として、前掲東京地八王子支判平成2年5月25日、前掲東京高判平成3年6月6日。学説として、鴻常夫監修『「保険募集の取締に関する法律」コンメンタール』224頁〔江頭憲治郎〕（安田火災記念財団、1993））。この理解は、平成26年改正前までは、保険業法のもとでも引き継がれていたように思われる。

することの判断に重要な影響を及ぼす場合に限る）には、当該商品等の内容又は水準その他必要な事項を記載した書面を用いた説明、当該書面の交付が求められる（保険業法施行規則227条の2第3項5号）<sup>50</sup>。

「直接支払いサービス」とは、保険会社等が顧客（保険金を受け取るべき者）に特定の財・サービスを提供する提携先の事業者（「提携事業者」）を紹介し、顧客が提携事業者からの財・サービスの購入を希望する場合には、保険金を、保険金を受け取るべき者ではなく、当該事業者に対してその代金として直接支払うことである<sup>51</sup>。

これまで、生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約について現物給付を容認するかに関しては、保険法の立法化に際して議論された経緯があるが、平成26年保険業法改正に際してもWGで取り扱われている。

WG報告書によると、まず、直接支払いサービスのもとでは、保険会社が給付するのは保険金であり提携事業者の提供する財・サービスではないことから、それが法令上、禁止されているわけではない。また、直接支払いサービスによれば、生命保険契約等に現物給付を認めた際に生じる懸念を回避でき、さらに、現物給付を求めるニーズにその代替として一定程度応えることができる。そこで、生命保険契約等においても直接支払いサービスを顧客に提供することが可能である旨を明確にすることにより、顧客サービスの充実をまずは図れるようにし、生命保険契約等における現物給付の解禁については、引き続き今後の検討課題とされた<sup>52</sup>。

ただし、保険会社等、保険募集人等があらかじめ、顧客に直接支払いサービスが受けられる旨を表示し、提携事業者が提供する財・サービス

<sup>50</sup> 書面の交付に代えて、あらかじめ交付の相手方となる当該保険契約者又は当該被保険者の書面又は電磁的方法による承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合には、当該書面の交付をしたものとみなされる（保険業法施行規則227条の2第4項、5項）。

<sup>51</sup> WG報告書5頁。保険業法施行規則53条の12の2第1括弧書。

<sup>52</sup> WG報告書5頁。

の内容・水準に言及して保険募集を行う場合には、保険会社が紹介する提携事業者により提供される財・サービスへの期待が顧客による保険商品選択時の重要な判断材料となることから、WG報告書では、提携事業者が提供する財・サービスの内容・水準等に係る情報提供、適切な提携事業者を提示するための体制整備を義務づけることが適当であるとした<sup>53</sup>。

これを受け、保険業法施行規則では、現物給付の代替手段として直接支払いサービスの利用が可能であることを前提に、保険会社等、保険募集人等が保険募集等に際して直接支払いサービスに言及する場合の情報提供義務、また、保険会社が適切な提携事業者を提示するための体制整備義務について規定を設けることにした<sup>54</sup>。

保険会社、保険募集人が保険募集等に際して直接支払いサービスに言及する<sup>55</sup>場合に、保険契約者又は被保険者に対して情報提供が求められる事項として、監督指針は、具体的につぎの事項をあげている<sup>56</sup>。これらは、本号における「その他必要な事項」にあたると考えられる。

- ① 保険金を受け取ることができること（提携事業者からの財・サービスの購入や直接支払いサービスの利用が義務づけられないこと）
- ② 提携事業者の選定基準（提携事業者が決定している場合には、提携事業者の名称も表示する）

---

<sup>53</sup> WG報告書5－6頁。

<sup>54</sup> 保険会社の体制整備義務について、保険業法施行規則53条の12の2。

<sup>55</sup> ここでいう「言及」、本号に即した場合、「提携事業者が取り扱う商品等の内容又は水準について説明を行う場合」の「説明」とは、「金融庁の考え方」によれば、書面に記載のある場合を含み、約款や重要事項説明書に記載のある場合以外にも、例えば、パンフレット等の書面に記載している場合も含まれる。「金融庁の考え方」番号9、10。

<sup>56</sup> 監督指針II－4－2－8(1)。これらは、WG報告書5頁注10においてあげられていた事項に対応する。また、監督指針では、保険金を受け取るべき者に対する情報提供として、保険事故発生時に、改めて、提携事業者からの財・サービスの購入や直接支払いサービスを受けることが義務づけられるものではない（保険金を受け取ることができる）旨の説明を求めている。監督指針II－4－2－8(5)。

- ⑧ 直接支払いサービスを受ける場合において、保険金が財・サービスの対価に満たないときは、顧客が不足分を支払う必要があること（余剰が生じた場合には、余剰分を保険金として受け取ることができるこ<sup>57</sup>）
- ⑨ 初期想定していた財・サービスを提供可能な提携事業者の紹介が困難となる場合として想定されるケース

なお、この直接支払いサービスに係る規制（情報提供義務、体制整備義務）は、たんに提携事業者への保険金の直接支払いの仕組みがあれば対象となるわけではなく、保険募集等の際に、保険会社の提携事業者が提供するサービス等の内容・水準に言及があり、当該言及内容（提携事業者が提供するサービス等の内容・水準）が顧客の保険商品選択の重要な判断材料となる場合（「保険契約の締結又は保険契約に加入することの判断に重要な影響を及ぼす場合」）が規制の対象とされている<sup>58</sup>。したがって、顧客の判断を左右することのないようなサービス等<sup>59</sup>であれば、本号の情報提供義務は生じない<sup>60</sup>。

さらに、本号の規制のほか、直接支払いサービスの仕組み、提携事業者が提供するサービス等の内容・水準等については、上記の監督指針であげられた事項を含めて、それらが保険契約の締結又は保険契約に加入することの判断に重要な影響を及ぼす場合には、保険業法施行規則227条の2第3項1号イ、ロ、あるいは、2号に該当すると考えられる<sup>61</sup>。

<sup>57</sup> 本項目（監督指針II-4-2-8(1)③）について、「実損てん補する保険契約であり、保険金が財・サービスの対価に対して不足・余剰が生じる仕組みでない場合には、本項目の説明は必要ないと理解してよいか。」との「コメントの概要」中の質問に対して、「金融庁の考え方」は、商品の特性上、顧客にとって、不足・余剰が生じる可能性がないことが明らかな場合には、本項目の説明は不要となるとしている。「金融庁の考え方」番号445。なお、この質疑応答からも示唆されているように、直接支払いサービスの仕組み、及び、直接支払いサービスに係る保険業法施行規則等の規制は、実損てん補型の保険も対象としている。「金融庁の考え方」番号11。

<sup>58</sup> 保険業法施行規則53条の12の2第4括弧書。「金融庁の考え方」番号9、443。

<sup>59</sup> 具体例として、「金融庁の考え方」番号9。

<sup>60</sup> 安居・前掲注2) 1020頁。

<sup>61</sup> 「金融庁の考え方」番号10、49~50を参照。

## 5. 比較推奨販売を行う乗合代理店の情報提供義務

比較推奨販売の適正化を図る観点から、乗合代理店（「二以上の所属保険会社等を有する保険募集人」）には、保険募集の実態に対応できるよう比較推奨販売を行う場面を3つに区分したうえで、区分ごとに以下の事項の説明が保険契約者及び被保険者に対して求められている（保険業法施行規則227条の2第3項4号）。

本号は、今後、乗合代理店による複数保険会社間の商品比較・推奨販売が増えていくことを考慮し、そのような乗合代理店に対して、商品比較・推奨の適正化を図る観点から、情報提供義務を課すものである<sup>62</sup>。このうち推奨（本号ロ、ハ）に関しては、乗合代理店による保険商品の選別、提案の理由を開示させること（開示規制）を通じて、乗合代理店に支払われる手数料の多寡によって、商品推奨のプロセスが歪められることを防止することを共通の趣旨としている<sup>63</sup>。

### （1）商品の比較説明

乗合代理店が自身の取り扱う保険商品の中で、ある保険契約の契約内容について他の保険契約の契約内容と比較した事項を提供しようとする場合には、当該比較に係る事項の説明が求められる（本号イ）。

比較情報の提供については、これまで保険業法300条1項6号が規制しており、保険契約者等を誤解させるおそれのある行為が禁止されている。この禁止行為規定との関係が問題となるが、ここでは、乗合代理店が保

---

<sup>62</sup> WG報告書18-19頁。

<sup>63</sup> WG報告書20頁、監督指針II-4-2-9(5)②（注1）参照。今回の保険業法改正では、比較推奨販売を行う乗合代理店に手数料開示を義務づけることはせず、まずは、乗合代理店に保険商品の選別、提案の理由を開示させることで、顧客の利益に反する、支払手数料に応じた推奨を行う弊害を防止することで対応することとした。

險契約の内容について比較をするときは、比較情報の提供が求められることを確認したものにすぎず<sup>64</sup>、「当該比較に係る事項の説明」に際して、300条1項6号に係る監督指針が求める対応<sup>65</sup>に加えて、別途新たな対応を求めるものではない<sup>66</sup>。したがって、乗合代理店が自らが勧める商品の優位性を示すために他の商品との比較を行う場合には、当該他の商品についても、その全体像や特性について正確に顧客に示すとともに、自らが勧める商品の優位性の根拠を説明するなど、顧客が保険契約の契約内容について、正確な判断を行うのに必要な事項を包括的に示す必要がある<sup>67</sup>。

なお、本号イで求められる説明について、その方法に特段制限はない<sup>68</sup>。

## （2）推奨販売の際の説明（顧客の意向に沿った選別による場合）

二以上の所属保険会社等が引き受ける保険に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中から顧客の意向に沿った保険契約を選別することにより、保険契約の締結又は保険契約への加入をすべき保険契約（「提案契約」という。それは、複数のときもありうる）の提案をしようとする場合には、乗合代理店が取り扱う保険契約のうち、顧客の意向に沿った比較可能な同種の保険契約の概要及び当該提案の理由を説明する必要がある（本号ロ）。本号ロで求められる説明について、その方法に特段制限はない<sup>69</sup>。

本号ロの規制の趣旨については、前述した、手数料の多寡による不適正な商品推奨の防止に加えて、顧客が乗合代理店の取り扱う複数の保険

<sup>64</sup> 洲崎・前掲注2) 30頁。

<sup>65</sup> 監督指針II-4-2-2(9)。

<sup>66</sup> 「金融庁の考え方」番号71。

<sup>67</sup> 監督指針II-4-2-9(5)②(注2)。

<sup>68</sup> 「金融庁の考え方」番号67~68。

<sup>69</sup> 「金融庁の考え方」番号67~68。ただし、顧客の意向に沿った比較可能な同種の保険契約の概要につき、注73) を参照。

契約の中から、自身の意向に照らし、(最も)相応しい契約を選択できるように、乗合代理店が顧客の利益に配慮することも含まれている。

まず、「二以上の所属保険会社等が引き受ける保険に係る」の文言には、乗合代理店が取り扱う保険契約であっても、当該保険募集等で選別の対象となる「二以上の比較可能な同種の保険契約」がすべて一社（ひとつの所属保険会社等）のみによって提供されている場合には、情報提供義務は生じないことが意図されている（本号ハも同じ）<sup>70</sup>。このような場合は、一社専属の保険募集人と状況が異ならないため、それと平仄を合わせたものと考えられる。

つぎに、本号ロが求める2つの説明事項のうち、前者につき、対応する監督指針<sup>71</sup>を参照すると、乗合代理店が取り扱う商品の中から、顧客の意向に沿った比較可能な商品の概要を明示し、顧客の求めに応じて商品内容を説明することが必要である。ここでいう「顧客の意向に沿った比較可能な商品」とは、「保険募集人の把握した顧客の意向に基づき、保険の種別や保障（補償）内容などの商品特性等により、商品の絞込みを行った場合には、当該絞込み後の商品」である。さらに、「金融庁の考え方」によれば、「顧客の意向に沿った比較可能な同種の保険契約の概要」の情報提供は、顧客の意向に沿った保険契約の選別が終了した場面で、当該選別によっては最終的に除外されなかった範囲の複数の保険契約について行なうことが想定されるとしている<sup>72</sup>。したがって、これらを踏まえると、「顧客の意向に沿った比較可能な同種の保険契約の概要」の「顧客の意向に沿った比較可能な同種の保険契約」とは、顧客の意向に基づいて保険契約（商品）を選別した後の複数の保険契約ということになる。

---

<sup>70</sup> 飯田・前掲注2) NBL1079号78-79頁。

<sup>71</sup> 「金融庁の考え方」によれば、監督指針II-4-2-9(5)①が対応する（番号484）。

<sup>72</sup> 「金融庁の考え方」番号82~83。

また、ここでいう「概要」とは、「金融庁の考え方」によれば、顧客が保険商品を絞り込むための契機となる情報であり、基本的には、保険商品のパンフレットの商品概要に記載のある内容が想定されている<sup>73</sup>。

もっとも、保険募集人が把握する顧客の意向が一定程度具体的なものでないと、概要を説明すべき商品数が多くなり、そのことがかえって顧客の理解を阻害することも考えられる<sup>74</sup>。たしかに、保険の分野、種類によっては、保険募集人による意向把握、それを受けた商品の選別・提案が繰り返されることが想起され、このような場合、その都度、本号口の適用があることになる<sup>75</sup>。このようなケースで、既に一度、概要説明がされていれば、再度の説明は省略してもよいとする場合<sup>76</sup>、保険募

<sup>73</sup> 「金融庁の考え方」番号82～83。さらに、「金融庁の考え方」の他の箇所では、パンフレットにおける商品概要等、顧客にとって商品内容の全体像が理解できる程度の情報が掲載された資料を用いることが求められている。「金融庁の考え方」番号545～547、548、549、550、552、560。これに関連して、「金融庁の考え方」では、比較可能な商品の「商品名・引受保険会社名」が記載された一覧を明示し、各商品の仕組み、特徴等の概要を口頭で説明することで足りるとの理解でよいか、との「コメントの概要」中の質問に対して、このような一覧のみでは不十分として、商品案内パンフレットにおける商品概要のページなど、商品内容の全体像が理解できる程度の資料を用いることとしている。「金融庁の考え方」番号550。ここからは、パンフレットにおける商品概要是、代表的な例示としてあげられており、これを資料として用いることが必須というわけではないが、説明の方法が事実上、指定されているとみてよい（「商品名・引受保険会社名」が記載された一覧における情報不足を商品概要に係る口頭説明で補足することは許容されていない）。また、ここでいう「商品の概要」は、監督指針II-4-2-2(2)②の「契約概要」とは異なるものとされている。「金融庁の考え方」番号548。

<sup>74</sup> 石田・前掲注2) 153～154頁。

<sup>75</sup> 「金融庁の考え方」によれば、保険募集の中で複数回の意向把握、選別が繰り返される場合には、それぞれの段階で、その都度、4号口の適用があるとしている。「金融庁の考え方」番号82～83。同旨の見解として、山下徹哉・前掲注2) 87頁、洲崎・前掲注2) 31頁、梅崎・前掲注2) 46～47頁。洲崎・前掲注2) 31頁は、このような場合として、募集の過程の開始段階では顧客のニーズが必ずしも明確ではないとされる生命保険や医療保険をあげている。また、梅崎・前掲注2) 46頁以下は、比較推奨販売に関し複数回の選別が行われるケースとして、さらに、4号口が先行し次いで同号ハが続く場合と、4号ハが先行し次いで同号ロが続く場合をあげ、具体例を示しつつ整理をしている。

<sup>76</sup> 石田・前掲注2) 155頁、飯田・前掲注2) NBL1079号81頁注51。また、「金融庁の考え方」番号557もそのように示唆しているようにみえる。

集人への配慮のみならず、顧客の便宜にも適うことはあるが、それは、当初、顧客が概要説明を受けた際に、その説明を顧客が正確に理解しその後も記憶していることが前提とされなければならない。商品の選別・提案が繰り返されること自体は否定できないにしても、保険募集人が顧客の意向をより具体的に把握できるのであれば、それに応じて、当初からある程度商品数を絞り込んだうえで、顧客に対しその概要を説明する姿勢も必要ではないかと思われる。

本規定が求める2つの説明事項のうち、つぎに後者につき、対応する監督指針<sup>77</sup>を参照すると、乗合代理店が自らの取扱商品のうち顧客の意向に合致している商品の中から、その判断により、さらに絞込みを行った上で、商品を提示・推奨する場合には、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等について説明を行っているか、とされている。監督指針のこの記載からは、本号ロの規定の「顧客の意向に沿った比較可能な同種の保険契約」がそのまま同時に提案契約になることもある（この場合には、選別の基準となる顧客の意向に当該特定の保険契約が対応していることが提案（推奨）の理由となろう<sup>78</sup>）が、それ以外にも、「顧客の意向に沿った比較可能な同種の保険契約」の中から、乗合代理店の判断を通じて、さらに絞込み（選別）が行われて、特定の保険契約（提案契約）が提案（推奨）される場合もあることが示唆されている。この場合、「顧客の意向に沿った比較可能な同種の保険契約」は、提案契約とは異なる。これは、顧客から聴取した意向のみでは、それ以上の（機械的な）選別は難しいようなケースであり、いったん顧客の意向に沿って商品の絞込みが行われているから、絞込み後の商品の概要、選別の基準となる顧客の意向とそれら商品との対応関係を説明したうえで、当該提

<sup>77</sup> 「金融庁の考え方」によれば、監督指針II-4-2-9(5)②が対応する（番号484）。

<sup>78</sup> 「金融庁の考え方」番号84、87、90。

案契約に係る提案（推奨）理由として、把握した顧客の意向のうち、どの意向を重視、優先すべきかなど、顧客の置かれた個別的状況を踏まえた乗合代理店の判断内容が示される必要がある<sup>79</sup>。

一方、顧客の立場からすると、乗合代理店から提案のあった契約について、「顧客の意向に沿った比較可能な同種の保険契約」の中から、どうして当該契約が自身にとって相応しいとされたのか、自ら検証しうる機会が与えられていなければならない。そのためには、提案理由の説明の前提として、「顧客の意向に沿った比較可能な同種の保険契約」の概要が過不足なく示されていることが重要であり、それにより、顧客は、改めて、「顧客の意向に沿った比較可能な同種の保険契約」に含まれながらも提案されなかった契約との比較等を通じて、より説得的な提案理由の説明を求めることが可能となる。

### （3） 推奨販売の際の説明（顧客の意向に沿った選別によらない場合）

二以上の所属保険会社等が引き受ける保険に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中から上記(2)の選別（本号ロの規定による選別）をすることなく、提案契約の提案をしようとする場合には、当該提案の理由を説明する必要がある（本号ハ）。本号ハで求められる説明について、その方法に特段制限はない<sup>80</sup>。

本号ハの類型が用意されているのは、乗合代理店であっても保険募集の形態は様々であり、実際には、顧客の意向に応じた比較推奨販売を行

<sup>79</sup> 筆者の見解は、顧客の意向に沿った商品の絞込み後に引き続き、顧客の意向等、顧客の置かれた個別的状況を踏まえた乗合代理店の判断による更なる絞込みが控えている場合には、最初の絞込み後の商品は、提案契約といえないのではないかという理解である。この理解に立って初めて、4号ロで求められる説明事項が文言上、「当該二以上の所属保険会社等を有する保険募集人が取り扱う保険契約のうち顧客の意向に沿った比較可能な同種の保険契約の概要」とされ、端的に「提案契約」ではないことを説明できるように思われる。

<sup>80</sup> 「金融庁の考え方」番号67～68。

わないのであることを踏まえたものである<sup>81</sup>。なお、顧客の立場からすると、当該乗合代理店が顧客の意向に応じた比較推奨販売を行う乗合代理店なのかどうか事前に分かっていたほうが、その便宜に適うようにも思われるが、乗合代理店は、本号口あるいは本号ハのいずれの販売手法を採用しているかについてあらかじめ明示する必要はない<sup>82</sup>。

本規定が求める説明事項につき、対応する監督指針<sup>83</sup>を参照すると、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等に基づくことなく、商品を絞込み又は特定の商品を顧客に提示・推奨する場合には、その基準や理由等（特定の保険会社との資本関係やその他の事務手続・経営方針上の理由を含む）を説明しているか、とされている。また、「金融庁の考え方」によれば、ここで保険募集人が特定の商品を提示・推奨する理由は合理的なものである必要があり、また、複数の理由があれば、その主たる理由を説明することが求められるとして、主たる理由が手数料水準である場合には、それを説明する必要があるとしていることから<sup>84</sup>、手数料水準（より厳密には、手数料水準の高さ）も理由になりうることが分かる<sup>85</sup>。

このように、本号ハの規定が説明を求める事項である提案理由には、通常、乗合代理店側の都合に係る事情があげられ<sup>86</sup>、代理店都合の理由

---

<sup>81</sup> 洲崎・前掲注2) 31頁。また、WG報告書19頁注58も参照。

<sup>82</sup> 「金融庁の考え方」番号511。また、乗合代理店のこのような販売手法については、保険業法294条3項、保険業法施行規則227条の2第8項にも掲記されていない。

<sup>83</sup> 「金融庁の考え方」によれば、監督指針II-4-2-9(5)③が対応する（番号483）。

<sup>84</sup> 「金融庁の考え方」番号521～530。

<sup>85</sup> したがって、金融庁の理解は、保険募集人が顧客の意向を踏まえて商品を選別・推奨することを表しながら、内実、手数料水準の高い商品に誘導することは許容されないとするものであって（監督指針II-4-2-9(5)②（注1））、手数料水準による商品の選別・推奨自体は、それが本号ハの理由として顧客に説明される限り認められる。なお、ここで説明が求められているのは手数料水準であり、手数料の額の開示ではない。注63）参照。

<sup>86</sup> ただし、乗合代理店が各保険会社間における「公平・中立」を掲げる場合には、商品の絞込みや推奨の理由として、特定の保険会社との資本関係や手数料水準その他の事務手続・経営方針などの事情を考慮することはできない。監督指針II-4-2-9(5)③（注）。

を顧客に対して示す場合には、特定の保険会社との資本関係、特定の保険会社の系列代理店など、一定の具体性が求められている<sup>87</sup>。さらに、見解によっては、顧客の利益に配慮した事情も含まれるというものもある<sup>88</sup>。しかし、保険料水準は、監督指針により除外されているし、顧客の利益に配慮した事情は、顧客の意向と無関係ではないから、事実上、同号ハではなく、口に該当する場合が多いのではないだろうか。

以上により、本号ハは、「口の規定による選別をすることなく」、すなわち、「顧客の意向に沿った保険契約を選別することなく」、特定の商品を乗合代理店側の事情を理由に推奨する場合であるから、規定の文言上、ここでは、顧客の意向と無関係に、特定の保険契約が提案される場合を想定しているとの理解が生じる余地がある。しかし、保険業法294条の2の顧客の意向把握義務は、顧客に自らの保険のニーズを正しく認識させ、その意向を充足する保険商品の購入を確実にすることを趣旨とし、保険募集等の局面に通底する基本的義務（プリンシップ）とされている<sup>89</sup>。し

---

<sup>87</sup> 「金融庁の考え方」番号93、94、531、532。石田・前掲注2) 159頁は、当該規制には、商品推奨の実態として、乗合代理店により販売手数料の高い一部の商品が提案されることがあるとの懸念から、顧客に対し、乗合代理店から提案を受けた商品だけではなく、他の取扱商品についても確認する機会を提供する趣旨があるとして、提案理由がたんに「当社のお勧め商品だからです」だけでは足りないとする。さらに、飯田・前掲注2) NBL1079号80頁、81頁注56も同様であり、理由提示規制の趣旨が乗合代理店による商品の恣意的な推奨を予防することにあり、そのような趣旨を満たす程度の理由の具体性が求められるとして、「事務手続上の理由」、「経営方針上の理由」、「当店のお勧めです」といった抽象的な理由では足りないとする。

たしかに、このような理由提示規制の趣旨からは、「金融庁の考え方」が例示する程度の具体性は必要かと思われる。もっとも、他方で、経営方針や事務手続上の都合という代理店側の理由は、顧客の保険商品購入の判断に影響を与えず、商品選択に役立つ情報ではないため、顧客にとってあまり関心がない事情といえる（この点を指摘するものとして、山本啓太・前掲注2) 104頁）。したがって、「金融庁の考え方」が例示する程度を超えた具体性を持つ詳細な説明までは不要と考えるが、今後、実際の募集実務において、一定の具体的な説明を求める規制が形骸化しないかどうか留意する必要はあるだろう。

<sup>88</sup> 洲崎・前掲注2) 30頁は、例として、「保険料が安い」、「当該保険会社の財務が安定している」といった事情をあげている。

<sup>89</sup> WG報告書10頁。

たがって、本号ハに該当する場合であっても、その適用を認めることができ、本号ハは、顧客の意向に沿った保険契約（商品群）の選定がなされることを前提にした規定とみることができる<sup>90</sup>。もっとも、この場合、本号ロと組み合わせて、ロの手順を踏んでから、ハに定める説明を行う場合との区別が明確でなくなる可能性がある<sup>91</sup>。

また、乗合代理店による保険募集の実情として、顧客の意向に合致する特定の保険種類について、あらかじめ代理店側の事情で一定の商品を選定し、その中から、さらに顧客の意向にもとづいて選別推奨を行う場合もありうるが、この場合には、ハ、ロの手順を踏んで説明をすることになる<sup>92</sup>。

本号ハの類型が用意されているのは、既述したとおり、乗合代理店であっても、顧客の意向に応じた比較推奨販売を行わない場合もあることを踏まえたものであるが、その他、代理店の当該保険種類の取扱保険商品そのものに大きな差異がない場合<sup>93</sup>、また、顧客の意向はあることはあるが、それが定型的なもので取扱保険商品を差別化することにはならない場合などにも、このハの類型は機能するものと思われる<sup>94</sup>。

---

<sup>90</sup> 「金融庁の考え方」番号93、94。

<sup>91</sup> ここでは、顧客の意向に沿った選別による場合（本号ロ）を含めて、乗合代理店の推奨販売と意向把握義務との関係が問われているといえよう。詳細は、本稿7.を参照。

<sup>92</sup> 「金融庁の考え方」番号513、514。

<sup>93</sup> 洲崎・前掲注2) 31頁。

<sup>94</sup> 既述のように、当該乗合代理店が本号ロあるいは本号ハのいずれの販売手法を採用しているかについてあらかじめ明示することが求められていないのは、必ずしも乗合代理店の方針のみで単純にいずれかの販売手法が事前に決まるわけではなく、販売手法の選択については、保険商品の形態や顧客の保険商品選択の姿勢に影響されること、また、実際には、本号ロと本号ハとが混合することもあることから、そのような事前の明示は困難という事情もあるからであろう。

## 6. 重要事項の不告知禁止規定の見直し

平成26年保険業法改正によって、情報提供義務（保険業法294条1項）が新設されることに伴って、従来、保険業法300条1項1号が定めてきた重要事項の不告知禁止についても、その見直しが行われている。

まず、規制の適用場面について、平成26年改正前は、「保険契約の締結又は保険募集に関する」とされていたが、上記の情報提供義務に合わせて、団体保険の加入勧奨（「自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為」）が追加され、被保険者に対する不実告知及び重要事項の不告知が禁止されることとなった（保険業法300条1項柱書本文第2、第3括弧書）。また、情報提供義務の適用が除外される場合（保険業法294条1項ただし書、保険業法施行規則227条の2第7項）にも、重要事項の不告知については規制対象から除外される（保険業法300条1項柱書ただし書）。

つぎに、不告知の対象となる重要事項に関して、平成26年改正前は、「保険契約の契約条項のうち重要な事項」とされ、さらに、監督指針上、この「重要な事項」に該当する具体的な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」のふたつに分類、整理してきた経緯があった。もっとも、既述のように、顧客に対する情報提供義務を充実させることは、とりわけ同号違反が刑事罰の対象であり、謙抑的な運用を図るべきであることと相容れないとの見方があった<sup>95</sup>。これを受け、平成26年保険業法改正では、新たに情報提供義務（保険業法294条1項）を設けて、そこに「契約概要」と「注意喚起情報」を位置づけることとし（保険業法施行規則227条の2第3項1号）、保険業法300条1項1号が規制する、不告知の対象

---

<sup>95</sup> 本稿2.(1)参照。

となる重要事項については、その範囲を限定して、「保険契約の契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項」と改正された。

この改正された条文は、その文言上、WG報告書の提言内容（「保険契約者による保険契約を締結するか否かの判断に重大な影響を及ぼす事項」）<sup>96</sup>とは異なっている。しかし、「金融庁の考え方」を参照すると、「保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項」とは、「当該事項が告知されないことにより、保険契約の締結又は保険契約への加入の判断の結論が異なることとなる相当程度の可能性がある事項」をいうとし<sup>97</sup>、「保険契約者又は被保険者の判断」とは、保険契約締結（加入）に係る判断とされている。そうであれば、WG報告書にいう「保険契約者による保険契約を締結するか否かの判断に重大な影響を及ぼす事項」と「当該事項が告知されないことにより、保険契約の締結又は保険契約への加入の判断の結論が異なることとなる相当程度の可能性がある事項」とは、被保険者の保険契約への加入の判断が付加されている点を除き、同様の趣旨であり、その対象範囲において実質的に重複するようと思われる。

さらに、併存する保険業法294条1項の情報提供義務と保険業法300条1項1号の重要事項の不告知禁止との関係をどのように理解するかが問題となる。保険業法300条1項1号の重要事項の不告知禁止は、294条1項によって情報提供義務が課される場合のうち、とくに、刑事罰の適用を通じてその履行を担保すべきものを規定したものであり<sup>98</sup>、この理解に立てば、300条1項1号の「保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項」は、294条1項の情報提供義務の対象事項の

---

<sup>96</sup> WG報告書17頁。

<sup>97</sup> 「金融庁の考え方」番号183。

<sup>98</sup> 細田・前掲注2) 127頁、山本哲生・前掲注2) 18頁。

範囲内にあるはずであるから、上記の重要事項を告げない場合は、294条1項の情報提供義務にも違反することになる。

従来、保険募集の際の情報提供規制の役割を担ってきた保険業法300条1項1号の重要事項の不告知禁止規定であるが、その機能が保険業法294条1項の情報提供義務に移行した後も、なお、294条1項によって情報提供義務が課される対象範囲のうち、とくに履行が担保されるべき核となる重要な情報について差別化を図ったものとして、今後も引き続き、民事法の観点からも顧客保護に一定の役割を果たすことが期待される。

## 7. 情報提供義務と顧客の意向把握義務との関係

平成26年保険業法改正では、行為規制として、情報提供義務のほか、顧客の意向把握義務が新設されている（保険業法294条の2）。従来、保険会社の体制整備義務（保険業法100条の2）の枠組みの中で、監督指針にもとづいて「意向確認書面」制度が運用されていたが、意向把握義務は、これを法令上の行為規制として発展させたものとみることができる。

顧客の意向把握義務にもとづき、保険会社等、保険募集人等は、保険契約の締結、保険募集又は団体保険の加入勧奨に関し、顧客の意向を把握し、その意向に沿った保険契約の締結等（保険契約の締結又は保険契約への加入をいう）の提案、提案する保険契約の内容の説明及び保険契約の締結等に際して顧客が自らの意向と締結又は加入しようとする保険契約の内容が合致していることを確認する機会の提供を行わなければならぬ。意向把握義務の具体的方法を定める監督指針<sup>99</sup>を踏まえると、まず、保険募集等の一連のプロセスは、顧客の意向把握（推定）（I段階）に始まり、顧客の意向に沿った保険契約の提案・説明（II段階）、顧客の

---

<sup>99</sup> 監督指針II-4-2-2(3)①。

最終的な意向と当初（事前）意向との比較（Ⅲ段階）、契約締結前（申込前）の段階における意向確認（Ⅳ段階）、そして、申込手続（Ⅴ段階）に至る各段階に区分することが可能である。そして、段階ごとに、顧客の意向を把握する義務（Ⅰ段階）、顧客の意向に沿った保険契約を提案する義務、提案対象となる保険契約と顧客の意向との対応関係を含む、当該保険契約の内容を説明する義務（Ⅱ段階）、顧客の最終的な意向と当初（事前）意向とを比較し、両者が相違している場合には相違点等について説明する義務（Ⅲ段階）、顧客が自らの意向と締結又は加入しようとする保険契約の内容が合致していることを確認する機会を提供する義務（Ⅳ段階）があげられている。

この意向把握義務と保険業法294条1項の情報提供義務との関係を考えるにあたっては、上記の一連のプロセスの中に、保険業法施行規則227条の2第3項1号、2号及び4号の情報提供義務がどのように位置づけられるのか、また、意向把握義務の中にも一定の事項を説明することが義務として包含されているので、これらの説明義務との関係についても明らかにしておくことが必要である。

まず、保険業法施行規則227条の2第3項1号、2号については、Ⅱ段階以降、申込手続（Ⅴ段階）までに、情報提供が行われる必要があろう。このうち、1号の関係では、監督指針上、「契約概要」に記載される情報については、体制整備の側面から、保険会社及び保険募集人は、書面の交付にあたって、契約締結に先立ち、顧客が当該書面の内容を理解するための十分な時間を確保することが必要である（他方で、「注意喚起情報」を記載した書面については、特定保険契約を除き、顧客に対して効果的な注意喚起を行うため、契約申込時に説明・交付することでも足りるとしている）<sup>100</sup>。1号では、情報提供の行われる時期について明らかにして

---

<sup>100</sup> 監督指針II－4－2－2(2)⑩才。。

いないが、行為規制としても、これと同様に理解することはでき、少なくとも「契約概要」に記載される情報は、II段階に位置づけることが適切であるように思われる。また、2号も、「保険契約の締結又は保険契約に加入することの判断に参考となるべき事項」に関して説明を求めており、保険契約の締結等の判断に影響を与える情報であるから、同様にII段階に位置づける必要があるだろう。この場合、意向把握義務の中にも、II段階で、顧客の意向を踏まえ提案された保険契約の内容を説明する義務があり、相互の関係が問題になる。顧客の意向を踏まえた提案が複数回なされる場合、その都度、提案対象となる保険契約と顧客の意向との対応関係が説明され、その際、当該保険契約の内容が説明されることもあるが、これは、当該保険契約自体の内容を説明するというより、当該保険契約が顧客の意向をどの程度、満たすものかの観点から行われるものであるため、227条の2第3項1号、2号の義務とは異なる。しかし、提案の確定後になされる当該保険契約の内容を説明する義務については、227条の2第3項1号、2号の当該保険契約の内容を対象とする情報提供義務と重複するから、227条の2第3項1号、2号の情報提供義務の履行によっても、履行の評価は可能であろう。

つぎに、4号ロ、ハの情報提供義務については、顧客の意向の把握（ロ）はI段階に位置づけられ、II段階で、ロ、ハが定める事項の説明が求められる。ロの場合、顧客の意向に沿った保険契約を選別することになるが、顧客の意向の把握（I段階）にあたって、その方法、把握すべき対象である顧客の意向に関する情報について、顧客の意向把握義務に係る監督指針<sup>101</sup>を参考にすることもできるだろう。

II段階では、二以上の所属保険会社等が引き受ける保険に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中から、ロ、ハそれぞれの選別が行われ

---

<sup>101</sup> 監督指針II－4－2－2(3)①、②。

る。ここでいう「比較可能」であるとは、当該二以上の保険契約が、顧客が示している意向との関係で、顧客による比較検討が可能な程度に範囲が絞り込まれていることをいい<sup>102</sup>、ある保険契約が「二以上の比較可能な同種の保険契約」に該当するかどうかは、「金融庁の考え方」によれば、主契約程度の意向の共通性が手がかりとなり得るが、従前、特約で付されていたものが主契約化する傾向や、アカウント型保険のようなものもあるため、最終的には、顧客の具体的な意向、保険契約の対象となるリスクの種類及び保険給付の内容、保険契約の特性・類型等を踏まえ、実質的に判断されるべきものとされる<sup>103</sup>。そこで、まず、口、ハとともに、「二以上の比較可能な同種の保険契約」に該当する保険契約を特定する作業が必要であるが、この段階で、顧客の意向を踏まえた最初の選別が行われることに留意すべきである。顧客の意向把握義務との関係では、口のみならず、ハの場合も含めて、その適用があるが、まず、この段階における選別につき、顧客の意向把握義務が適用されると理解することができるのではないか。さらに、口、ハとともに、複数の保険契約間の比較検討により、最終的に、提案契約がひとつに絞り込まれ確定した後、保険金額等の設定等、顧客の意向に合わせて当該契約の内容を具体化していく場面でも、顧客の意向把握義務が適用されるように考えられる<sup>104</sup>。

## 8. 結びに代えて

平成26年保険業法改正により再構築された保険募集規制の枠組みは、平成7年保険業法制定以来、追求されてきた保険募集制度のあるべき姿のひとつの到達点をみたということができる。その核ともいべき情報

<sup>102</sup> 飯田・前掲注2) NBL1079号79頁。

<sup>103</sup> 「金融庁の考え方」番号74~77。

<sup>104</sup> 「金融庁の考え方」番号551。

提供規制は、その実質的内容を保険業法施行規則、さらには、監督指針に委ねている。保険業法施行規則や監督指針は、保険募集制度を取り巻く社会経済の状況の変化に機動的に対応し、反映しうる仕組みではあるが、今後、この新たな規制を評価するうえで、保険募集実務がどのように運用されていくのか、また、どのような具体的問題点が顕在化していくのかが注視されることになるだろう。

〔付記〕 本稿の執筆にあたり、科学研究費補助金（基盤研究（C）課題番号24530086, 16K03397）の助成を受けた。